# 戰時中の日本における遼・金・元・清史の研究

―― 東亞研究所の「異民族支那統治」委託案を中心に

蔡

長 廷

#### 一、問題の提出

委託案の執行過程 族統治事例」委託案と呼ばれる研究計劃を立案・提示した。この委託案に關する研究は學者により言及されているものの、 參考にして、 わる國策を建議することが求められた。翌昭和十四年(一九三九)、東亞研究所は歴史上の異民族による中國統治の經驗を 企劃院の外郭團體として東亞研究所が設立された。この研究所は、東亞問題の調査・研究を目的とする調査機關であった 盧溝橋事件をきっかけに日中戰爭が勃發し、日本の大陸侵略がいっそう本格化するなか、昭和十三年(一九三八)九月、 その對象は中國、 日本による中國の植民地化に資するべく、〔新〕東方文化學院と東方文化研究所に 研究成果の影響、 ロシア極東、 南北太平洋、インド、西アジアといったアジア廣域におよび、 研究者に對する影響などについてはなおも檢討する餘地がある。 「清、元、 日本の大陸進出にかか 金各朝 引ノ諸民

明治末期から昭和初期にかけての東

東洋史學についての學術史的研究はこれまで豊かな成果が蓄積され、その中には、

金・元・清代史の研究の基礎となった。

地理歷史調査報告』、『滿蒙史論叢』、『明代滿蒙史料』などの刊行物はこの時期の重要な研究成果であって、 係を持ち、 洋史學の發展に關する研究や、 白鳥庫吉、 池內宏、 重要な學者の傳記などがあった。東洋史學の發展は近代日本の大陸侵略の趨勢と密接な關 羽田亨などが主導した滿鮮史、滿蒙史研究は研究の焦點となり、 『滿洲歷史地理』、『滿鮮 のちの遼

邊健哉、 究の持つ政治性を考察するとともに、 判した。近年、吉澤誠一郎は學者が當時の狀況に直面していかに課題を選擇したかについて論じた。井上直樹は滿鮮史研 直弘と旗田巍が東洋史學の戰爭責任を强調し、 研究では、 注目すべきは、 毛利英介らは、學術發展の文脈のなかで、 學術と政治の間の關係、 上述の研究が國策機關と關聯組織の補助のもとで進められたことである。これについて、 戦時中の學者の戦争責任問題などが重要な課題となった。 戦後の早い時期には、 白鳥庫吉が滿鮮地域を獨自の歷史文化圏と見なしたことを强調した。古松崇志、 かつ當時の滿鮮史・滿蒙史研究は現實的作用を持っていなかったことを批 個別の研究者の研究過程や學者間の交流について考察した。 戦後の學術史 未

刊行文集、 文化協會について檢討するなど、 外務省外交史料館、 日記が出版されるなど、 防衞省防衞研究所の公文書が公開されて利用が便利になったほか、當時の學者の囘想、 關聯する研究が進展してきている。 (1) 近年史料狀況は改善しつつあり、 たとえば岡村敬二がこうした公文書を活用して日滿

を考察し、 の過程を分析し、戰時中における學術研究と政府・軍部の間の關係を解明するとともに、 東亞研究所の 詳細に檢討することが可能となってきている。そこで本稿では、この委託事業案を中心に、 戦時中の日本における<br />
遼・金・元・清代史の研究狀況などを検討したい 「異民族支那統治」 研究の委託案についても、公文書にくわえ、近年『羽田亨日記』が刊行されたことに 研究者の囘想錄と關聯研究成果 その具體的な進行

## 二、東亞研究所「異民族統治」委託案の經緯

## (一) 東方文化學院の設立と運營

事業に協力した。事務局官員と調査會委員は中國各界の對支文化事業に對する意見を調査し、 文化事業を推進した。 などの補償金を利用して、 「東方文化事業」と改名された。 大正十二年 (一九三三)、 大正十三年末 (一九二四)、 日本政府は中國によって支拂われた義和團賠償金及び山東・ 外務省に對支文化事務局を設置した。 對支文化事務局は「文化事業部」と改稱された。 同時に對支文化事業調査會を設置し、 青島關係の鐵道・鑛山 日中が協力する形で、 「對支文化事 主に事が 務局 公有財 主に

たが、 省文化事業部部長岡部長景と話し合い、 に動いた。東京帝國大學の服部宇之吉と京都帝國大學の狩野直喜が支那文化研究所を設置することを提議し、 出兵によって、 昭和元年 (一九二六)、日中雙方により東方文化事業總委員會が設立され、 中國でこの事業に反對する世論が次第に高まり、 中國側委員全員が東方文化事業總委員會を辭任したのに對し、 東方文化研究所という名で申請することに決まった。 事業の推進が困難になった。 翌年に北京人文科學研究所と圖 日本側は 昭和三年 方的に研究機關を設立する方向 (一九二八)、 日本軍の [書館を設置 當時の外 山 東

哲人、 すべきは、 それぞれ就任し、 れたのに對して、 その後、東方文化學院が設立され、東京と京都にそれぞれ研究所が設けられた。その所長には服部宇之吉と狩野直 瀧精 東京と京都で研究所の運營方式が全く異なっていることである。 京都側の評議員は羽田亨、 その下に若干評議員が任命され、 京都側では積極的に中堅研究者を養成するための育成方式が採用された。 濱田耕作であった。 研究に關する事業、 研究のために、 その他について審議した。 東京側では評議員兼研究員という方式が採ら 研究員、 指導員、 助手が設置された。 東京側 0 議員は 注 唇が 目

## (二) 滿蒙文化助成事業と滿蒙史研究

性の强化と王道精神の普及という方向に沿う形で、學術研究者の建議を求めた。四月、 識を構成することとなり今後の文化的諸施設の根柢を形成する」ことを主旨としたことである。(型) に活用すれば、 授たちの殆どは東方文化學院のメンバーであった。注意すべき點は、 究所設立」建議案を、一方、京都側の教授たちは「滿蒙文化研究所設立」建議案を提議したが、この東京側と京都側の教 の久しきに亙り東方民族の精神を淘汰し特色ある東洋文化を發揚せしめ」ることを主旨として、 昭和七年 (一九三二) 三月、 滿洲の人心を更新することができるとしたのに對し、後者の企劃が「その研究は滿蒙に對する基礎的な知(E) 滿洲國が建國されると、外務省文化事業部は滿洲國の文化政策について、滿洲國民の同一 前者の企劃が「儒佛二教は東洋の精華にして二千年 東京側の教授たちは 兩教の精神を發揚し教育 「儒敎文化研

業」と名づけて、滿蒙の歴史・文化研究を發展させるというものであった。主な研究は考古學調査、 史料抄錄、 同年の六月、外務省文化事業部は「對滿文化事業」の實施を決めたが、この事業は「對支文化事業」の新たな部分であ 事業內容の一つは兩研究所の研究員を利用し、「對支文化事業」の殘された經費四萬圓を使い、「滿蒙文化研究助成事 辭典編纂、 外國著作翻譯の六種であった。 歷史研究、 宗教研究

たちの同意の下、新京で日滿文化協會を設立し、外務省文化事業部がその運營經費を補助した。 翌昭和八年 (一九三三) 十月、 清朝公文書史料の収集・保存のために、 水野梅曉と羅振玉などが努力し、 滿洲國の官

滿蒙文化研究助成事業の歴史研究は昭和八年から十三年にかけて、

池內宏、

內藤湖南、

羽田亨などが指導員を擔當し、

研究員であった三上次男、 については、 ,研究」(若城久次郎、 「遼金時代ニ於ケル契丹民族 外山軍治)などがある。委託案の執行において、 旗田巍、 秋貞實造 (田村實造)、小川裕人、 ノ歴史的研究」(三上次男)、 每年、 若城久次郎などを指導した。その中で、 「契丹民族ノ研究」 研究員と助手は研究經過報告書と研究概要を (秋貞實造、 小川裕人)、「女眞民族 滿蒙史研究

向。 0 提出する必要があった。この研究經過報告書と研究概要から、 昭和八年經過報告書」には、「一、女真各部族の地理的分布及びその盛衰。二、女真民族の一般文化とその統 女眞民族の興起とその經濟狀態」という三つのテーマがあった。以下はテーマの說明である。 當時の滿蒙文化研究の焦點を知ることができる。 小 训 的 裕人

二の一般文化につきては從來の史家にはその文化に對する全般的 程を文化的 道程に在りて結論を得るに至らず。三の經濟狀態につきては、 に關して資料は大體の終りたれどこの民族の興起に重大關係ありと信ずるその文化の性質と程度とに對しては いて主として女真民族の興起に關する史的研究を試みたるが引き續きこの研究の完成を急ぐと共に契丹民族の沒落過 (財政經濟をも含めて)方面より考察せんとする豫定なり。(3) 略々定見を得るに近づけり。 の研究と認むべきものなけれども、 右の如く餘は今年度に於 般文化

又、外山軍治の「昭和九年度經過報告書」には以下のような記載がある。

渉に伴って生起し推移するものなればなり。 今年度は昨 年度に引き續いて女真文化と漢文化との交渉に就いて考察を重ねたり。 ……それが女真文化と漢文化との交渉を如何なる關聯を有するかとい …文化の交渉は多くは政 治的

點を明らかにすることに力を注ぐ、……。

經濟などの側面から、 これによって、 異民族はい 異民族の變化についても研究を進めた。 かにして漢民族と文化交渉を行うの 小川裕人の かが焦點となっていたことが分かる。 「昭和十二年度研究報告概要」には次のように さらに政 治 社

考察したものは、 金 滿洲史に關する從來の研究は、 ・清等の歴史を通觀し、主としてその政治社會組織の上から、 未だ殆どないと言ってよい。……斯る立場から滿洲に於いて國を成せる夫餘・高句麗 各々種族や時代に就いて、 個別的には頗る詳細であるが、これを全體として體系的に 滿洲史を四期に分け、.....。 ·渤海

政權に墮落をもたらしたとされている。 人が加入することで、 民族の勃興の原動力は素朴な原始的精神と新來・先住兩種族混血の優生學的理由に基づき、政權の中に文化程度の高 うになる。これらの研究は のであった。一方で、田村實造、 化發達程度が歴史の發展を決定するとし、更に滿洲史の體系を構築した。これは滿洲史の內部における動力を檢討したも このように小川裕人は夫餘、 注目すべきなのは、 政治、 小川裕人の 『滿蒙史論叢』及び『東洋史研究』などの刊行物に相次いで發表されていた。 經濟、 高句麗、 小川裕人、外山軍治らは契丹、 「滿洲民族の所謂「還元性」と其の發展に就いて」という論文である。 社會の諸層面も大いに發展したとする。しかし、その一方で、漢文化の受容は滿洲 渤海、 遼、 金、 清の統治階級と被統治階級の民族的差異を考察して、 女真族の漢文化との交渉という問題にも注目し始めるよ 滿洲における諸 統治階級 の文 漢

强化と王道精神の普及を目指すという文化政策を實行することになった。 て、文化事業を發展させるには研究者の助力が不可缺であるため、彼らの提案を無視できず、 この助成事業により、 研究者側は政府の經費を利用して、 若手研究者を育成し、 學術研究を發展させた。 前述の滿洲國民の同 政府側 にとっ 性の

## (三)異民族が中國を統治する方法

か、 撃したことで、漢人の民族意識が高まり、異民族統治に對する抵抗意識を强めたことに注意を促したのであった。 治經驗は日本にとって非常に參考になるとされ、 考になります」、「それ故に、我々は支那の四千六百餘年の永い歴史を通じて、蒙古、 ありますが、次は蒙古から這入つて宋を亡ぼし、中原を支配した元です。この元の政治は、 注目されるのは、 が大量に出版されるようになった。そうしたなかで、外務省調査部は中國と中國人を理解するため、 の論文集では、 あった水野梅曉、 水野梅曉は中國史において蒙古人、 その統治の跡を顧みることは、 (一九三七) に日本軍が盧溝橋事件を起こし、 中 -國人の特質を論ずるとともに、 安岡正篤が、 曾我部靜雄、 矢野仁一らを招き、これらの學者による論文集『支那統治に關する論叢』 中國統治について議論する際に、「今のは滿洲から起つて中原を取り、 非常に有意義なことであると信ずる」と述べていることである。 滿洲人のみが中國全體を統治する異民族政權を打ち建てており、 蒙古が宋を、 日本が今後いかにして中國を統治すべかという問題に焦點を當てていた。 日中戦争を開始すると、 滿洲が明を滅ぼした時のように、當時の日本が國民黨を追 日本では中國を理解するため 滿洲民族が如何にして支那を治めた 清とは違つた意味で日本の參 つまり、 中 清朝を樹てた話 日本が支那事 或 を出版した。こ 研 元 究の の書 淸 變の の統

得することだと述べた。 後、 最も急ぐべきことは、 中國を侵略した第三の異民族として、 清、 元兩王朝を研究し、 中國を統治するための 知識を獲

め 異民族が天下を掌握せる場合には、 ば明かである。 絕大の努力を傾倒しつ、 今や皇國は東亞新秩序の建設といふ大業に乗り出 ある。 その努力をして有終の美を收めしめんがためには、 支那人の統治に更に一段の苦心を拂はねばならないことは、 日支の關係を眞の 唇齒輔 支那及支那人を根本的 車 元や清の歴史を見れ -の 關 原係に置 か 品に理解

し、且過去に於けるその統治者の業績を檢討して置くことが必要である。

## 三、委託案における羽田亨の役割と影響

(一)東亞研究所の設立と「淸、元、金各朝ノ諸民族統治事例」委託事業案

研究という方針を維持し續け、 反應は全く違っていた。東京研究所が現代中國に關する研究を加える意向を表明したのに對し、京都研究所は從來の古典 東方文化學院に中國の古典研究だけでなく、中國社會の現實的な問題を研究することを提言し、かつ研究方式もより目 前述のように、日本軍が盧溝橋で起こした事件により、 組織性を必要とすると述べた。この提言は實は軍部方面から出されていたようである。この提言に對する兩研究所の
「器」 兩研究所の方針は完全に分かれることになった。昭和十三年、外務省では分離を認めて、 東方文化學院の運營方針も影響を受け、外務省官僚齋藤良衞は

あった大藏公望を副總裁とすることとされた。 した。 昭和十三年(一九三八)、日本政府はより中國を理解し政策を全面的に策定するために、興亞院、東亞研究所などを設置 東亞研究所は、 企劃院調査官池田純久によって、當時總理であった近衞文麿を總裁とし、 滿鐵理事、 貴族院議員で

東方文化學院を解體し、東京研究所を東方文化學院とし、京都研究所は東方文化研究所と改稱することにした。

究機關と協力する形で調査を進めた。これらの調査・研究の成果は數多く出版されている。內部組織は以下の五部に分け 申することであった。 東亞研究所の設置目的は、 西アジアなどアジアの廣い範圍を對象にして學術的な調査・研究を行い、日本の大陸をめぐる國策について意見を具 調査地域がかなり廣かったため、 日中戰爭を背景に日本が大陸侵略を本格化するなか、 東亞研究所だけで全地域の調査を行うわけではなく、 中國、 ロシア極東、 南北太平洋、 必ず他の研 イン

られた。 支那社會班 である。 <sup>(40)</sup> 第 部 (企劃班、 一支那經濟班 業務班、 第二支那經濟班)、 自然科學班、 統計班、 第四部 翻譯班)、 (南洋第一班 第二 部 (ソ連班、 南洋第二 外蒙青海班、 班、 大洋班、 囘敎班、 列國班)、 滿洲 第五班 班、 第三 (印度ビルマ 部 (支那政

英國班)

策 託助成する形で行われた。 いうものであった。 るものだった。 監査方針は調査對象地域と日本の關係を中心として、 3 英國の東方政策、 東亞研究所が、 4 研究所の創設當時 南方諸地域の資源及びこれら諸地域との貿易、 調査 ・研究を單獨で行えない場合は、 (昭和十三年八月)、 主に國策を定めるための資料の収集など、 優先的な調査研究事項は、 在來の各種調査機關や專門家と協力し、 5. 東亞を中心とする世界貿易、 1. 中 國 實用的な研究に從事す 2 ソ聯 6 邦の それらへ委 囘教徒と 東方政

## 委託案における羽田亨の役割

合わせ 外交史料館所藏の文書によれば、 八日、 の歴史において異民族が如何に漢民族を統治したかを日本の國策の參考にしようとした。昭和十三年(一九三八) を務め、 羽田亨、 そのため、 の參加者は兩研究所の所長 東亞研究所は東方文化學院と東方文化研究所に「清時代ニ於ケル異民族統治問題研究」 東京帝大と京都帝大の東洋史卒業生が招集され、 瀧精一などであった。(4) 日本の軍事侵略の擴大に伴って、 十二月三日、 その後東亞研究所の上層部と兩研究所の所長、 (服部宇之吉、 「清、元、 日本政府は必然的に中國人と接觸することになるため、 松本文三郎)を除くと、後にこの委託事業案の擔當主任になった池內 金各朝ノ諸民族統治事例」 囑託研究員として研究に從事することになった。 (st) 研究員が數囘打ち合わせを行った。 委託案が提出され、 調査案を委託した。 池内宏が擔當主任 前述のように中 外務省 + 打ち 宏 月 或

この委託事業案は東亞研究所の第三部支那政治班の業務に屬することになり、

昭和十七年、

東亞研究所が研究報告を受

その翌年には、

報 の年末、 け取った後、第三部支那政治班の中村治兵衞が北魏、 部分的成果が機關誌である『東亞研究所報』に掲載され、翌年に『異民族の支那統治概說』が出版され、さらに、 中村治兵衞が遼の部分を増補し、 『異民族の支那統治史』が出版された。 金、 元の部分、 沼田鞆雄が清の部分を編纂することになった。(巻)

のと考えられる。 所)に對して委囑せる研究報告中、 研究所) 邊疆統治政策:異民族の支那統治研究』である。『清朝の邊疆統治政策』の「はしがき」に、「本書は先に本研究所 究所報 諸民族統治事例」以外に、「清朝ノ漢民族及邊疆民族統治政策問題研究」があったことがわかる。 打ち合わせの過程を知ることができる。公文書によれば、 「異民族の支那統治事例」 外務省外交史料館に殘されている公文書と『羽田亨日記』から、東亞研究所と東方文化學院、東方文化研究所との閒の 』に掲載された論文四篇、 「異民族の支那統治事例」と題して當時の東方文化學院東京研究所、 は前述の 『異民族の支那統治概説』及び『異民族の支那統治史』であり、 清、 特に清朝の邊疆統治政策に關する三論文を集めたものである。」と述べられている。 元 金各朝ノ諸民族統治事例」のことだと判斷でき、 東亞研究所が委託した計劃案には、 京都研究所 (現東方文化學院、東方文化研究 前述の「清、 兩者が同じ計劃を指すも 後者の成果が 前者の成果が 元 金各朝 「清朝 『東亞研 (東亞 0

行った。 八日から十二月二日まで、ほぼ「清時代ニ於ケル異民族統治問題研究」となっている。これによれば、 次に、「清、元、 『羽田亨日記』には、この相談について次のように述べている。 委託案の中心は清朝であったことが分かる。十二月三日、 金各朝 ノ諸民族統治事例」委託案について檢討する。公文書の中で、 東亞研究所と兩研究所の上層部が初めて相談を 委託案名稱は昭和十三年十一月 東亞研究所の最初

今夜中央亭にて東亞研究所理事原林唐澤岡本氏等と會す松本瀧池內氏等同席外に研究所の主事大上氏等二三ありかね

て東亞研究所に依賴ありたる研究依囑事項につき隔意なき相談をなす。(※)

五部長、 故、 あった。 東亞研究所 羽田亨は今囘の相談につい 東亞研究所 大上末廣調査主事等であり、 の上層部 側 は は總裁と副總裁を除くと、 唐澤俊樹常務理 7 「隔意なき相談をなす」と述べた。次に相談後に確認した委託案の草案内容について記 事 東京研究所の代表が池內宏、 兼第 部長、 他の幹部が全員出席しており、 林桂理事 兼第一 瀧精一、 一部長、 原 京都研究所の代表が松本文三郎 敢二郎理事 委託案を重視する姿勢が見られ 兼第四部長、 尚 本武 理 る。 羽田亨で 事 それ

目的

す。

異民族トシテ支那ヲ支配シ稀有ノ成果ヲ收メタル清朝ノ諸政策ヲ主トシテ調査シ、 併セテ金及元朝に及び、 以テ東亞

新秩序の樹立新東亞體制ノ確立テウ帝國使命ノ遂行上、參考ニ資ス。

資料集作成ノ要領

資料 採擇ハ各朝ガ制壓的反面 ニ伴ヒ、 各種 ノ工夫ヲ重ネ、 民衆生活ノ安定、 民心ノ收穫ヲ意圖 画セシ事 予例ニ重 キヲ置

ク<sub>。53</sub>

委託案の名稱は 統治する際の參考とするのが主な目的である。 清、 戓 金各朝 ノ諸民族統治事例」となった。ここに遼が含まれない理由は二つあった。 この協議に基づき委託案の範圍が清朝 0 みから清、 元 金 三朝 第一に、 に擴大し、 遼 0

上記のように、この委託案は清朝が中國を統治した諸政策を理解するとともに、

時代を元、金まで遡って、

日本が中國を

の支配民族は契丹人で、清の支配民族である滿洲人とは性格を異にする民族であったため、委託案の研究對象の資格に合 統治領域が東モンゴリア、マンチュリア、華北の一部だけであり、 中國の全域を領有しなかったからである。 第二に、遼

致しなかったためである。

調査項目は以下のとおりである。

### (一) 支那本土侵入前ノ工作

1.塞外諸民族ノ連横運動

2. 對漢民族政策

#### )支那統一後ノ行政

支那ノ邊疆統治ノ行政機構

1.

支那內地ニ於ケル保甲制、里老制

2.

3. 上下ノ意志疏通

#### (三) 軍制

1.

支那內地ニ於ケル各種軍ノ組織及ビ其ノ配置

2. 支那邊疆ニ於ケル兵傭

#### (四) 官吏登庸

1. 諸民族ノ官吏登庸及ビ禮遇

2. 諸民族出身官吏ノ相互牽制

- <u>E</u>. 戶籍、 婚姻
- 1. 身分ノ規定、 戸籍ノ編成
- 土地政策 2. 婚姻ニ關スル諸政策

六

財政經濟ニ關スル諸政策

七

2.

支那邊疆

1.

支那內地

- 1. 徴稅
- (九) 宗教政策 1. 邊疆諸民族統治ニ於ケル諸宗教ノ利用

八

交通政策

3.

交易

2.

賑恤

- 2. 漢民族ニ對スル宗教政策
- (十一) 習俗ニ關スル諸政策 (十) 文化、教育政策
- 自己ノ民族性保持ノ諸政策

(十二) 民族同化問題

- 2. 弱少民族ノ同化政策
- 3. 元、清ニ於ケル封禁ノ問題
- (十三) 叛亂
- 1. 諸民族叛亂ノ原因
- 2. 叛亂ノ對策
- 1.扶淸滅洋運動(十四) 淸朝ノ沒落

2

排滿興漢運

族政策、 者たちが參加できるよう企劃したのだと思われる。 する範圍 委託案名稱の變更の原因に關する記載がないため、 月十五日、二十二日の文書に掲載された委託案名稱は「支那ニ於ケル遼、 そのほかの異民族に擴大する可能性を持っていた。 方基層行政制度、 前述のように、 ニ關シテ採レル政策」と「遼、 反亂の原因と對策など、多岐にわたっていた。これらの調査項目は清朝の中國統治政策に適用するだけでなく、 (清、 元 東亞研究所は清朝の中國統治と具體的な政策を中心に調査することを希望しており、草案の調査項目は地原の 軍事制度、 金 を超えていた。 官吏登用制度、 金、 戓 上述の調査項目の狀況と併せて考えると、學者側はできるだけ關聯分野の若手研究 明、 土地制度、 清等諸朝ノ時代ニ於ケル漢民族統治ヲ主トスル研究」であった。 實際の狀況はわからない。 ただ清朝の沒落という項目は清朝限定であったと言える。また、 財政・經濟政策、 金、 交通政策、 戓 しかし、これらの項目は東亞研究所の希望 清ノ各朝ガ漢民族ソノ他ノ異民族統治 宗教政策、 文化教育政策、 公文書には 習俗、 + =

られたが、彼らは全員東京帝大東洋史專攻の出身であり、 十二月二十七日、 九三九年一月十六日、 委託案の囑託研究員は三上次男、 東亞研究所側は池內宏らが企劃した計劃の內容に對して、まだ不滿があった。 旗田巍、 京大の部分はまだ決められていなかった 松本善海、 周藤吉之、 村上正二、百瀨弘などの六名に決 (詳細は後述する)。

『羽田亨日

には次のようにある。 朝東亞研究所を訪ひ唐澤原兩理事と會談林理事支那に出張とて不在なり。 ……四時池內君を訪ひ雜談す研究所にて池

筈なるも更にこの點に力を入れることにお互に致したしと話し置けり五時過ぎ……。(s)

內氏より提出の研究依囑項目に多少の不滿ある旨をも傳へ報告は先方希望の線に沿へるものを出すことに無論諒

解

ると、 研究所と池內宏の閒に立って調整し、 容に對して多少の不滿があることを傳え、東亞研究所の要望に沿って進めるよう池內宏に傳達した。 唐澤俊樹と原敢二郎にのみ相談した。その後、 月十六日、 淸 東方文化學院は十二月三日の草案の名稱 にそれを擴大した。これは東亞研究所の構想範圍を超えており、 羽田亨は東亞研究所を訪れたが、 重要な役割を演じた。 委託事業案を擔當していた第三部部長林桂理事が中國に出張していたので、 羽田は池内宏のもとを訪れ、 (清、 元 金 から十二月十五 東亞研究所から不滿が示された。 東亞研究所側が委託案の池内による草案の内 日 (遼、 金 元 清)、 二十二日 委託案の名稱から見 羽田亨は東亞 (遼、 金 元

11 記載 方で、池内宏がこの委託案について東亞研究所の管理層と協議 の中、 旗田巍による思い出には次のようなエピソードがある。 していることを示す記載は、 ほぼ見當たらない。 少な

先生にご相談に行ったんです。そしたらしかられちゃって、「お前、 が出來ましたね。 先生は確かに軍部がきらいだ。それで私はしかられたことがあるんです。 あそこに私は行きたいと言ったことがあるんです。向こうからも來ないかという話もあったので、 何と思っとる。あそこは軍部だとか官僚がやっ 昭和十三年に東亞研究所というの

ているところだ。そんなところへ行くんなら、縁を切って行け」と(笑い)激しいけんまくで、それでやめちまった。

これは池内宏が軍部嫌いであることを示しており、 羽田亨が東亞研究所と池內宏の閒を取り持った理由の一つであると推

三九年一月十六日、一九三九年四月十四日)。このように、 と何度も會談しているが、これらはおそらく定期的な報告ではないかと思われる。 部長に二囘 月十一日、一九四〇年二月十二日、 によれば、 亞研究所ニ定期報告スルコト」と記されていた。この委託事業案を擔當していたのは第三部であったが、 四年一月一日 月三十日、 羽田はこの委託案に關して原敢二郎理事兼第四部長に六囘相談しており (一九三九年六月十三日、 いから昭 羽田亨の努力により、委託案の名稱は 和十五年十二月三十一日までの二ヶ年とされた。そのほかの協定事項に 一九四〇年三月二日、 一九四〇年二月十六日)、 一九四〇年五月二十八日、 羽田亨は委託案實施期閒である二年の閒に、 清、 唐澤俊樹常務理事兼第 元、金等各朝ノ諸民族統治事例」となり、 一九四〇年九月二十七日)、また、林桂理事兼第三 一部長に一囘それぞれ相談していた(一九 (一九三九年一月十六日、 「業務進渉狀況ニ 東亞研究所の理事たち 研究期 『羽田亨日記 一九三九年十一 崩 關シテハ東 は 昭 和十

午後東洋史研究室にて東亞研究所の清朝の異民族統治方針研究中の諸氏と會合、 研究所にて原理事より聞きたる研究

羽田亨が原敢二郎と相談した囘數が一番多いことである。一九四〇年三月二日に、

注意すべきなのは、

方針につき傳達

と述べている。 叉、 九四〇年九月二十七日

東亞研究所を訪ひ 原理事に面會異民族研究は一 月一三月の間を殘務整理として存置のこと、 その後を如何にする見込

ミかにつきて不在の林課長に意見を聞きおきくれられ度旨依頼す。 (8)

程度は少ないと推測できる。このため、 と述べている。この委託案の擔當部長は林桂理事であったが、 實際には原敢二郎理事が委託案を擔當していたことが確認できる。 頻繁に中國に出張していたので、實際、委託案に參與した

#### =漢民族の同化力説につい 7

題としている。『東亞研究所報』に掲載された論文四篇、 文化に强く抵抗 していたのかを理解しようとするものであった。それゆえ、 前述のように、この委託事業案は、 非常に多くの色目人を登用した元朝を除いて、 國策機關である東亞研究所により行われたものであり、 『異民族の支那統治槪說』、『異民族の支那統治史』によれば、 漢人統治政策を中心課題にして、 北魏、 金、 清では、 統治範圍 邊疆統治政策を補 異民族が中國を如何に統治 の擴大に伴い漢民族 莇 的 な課 0) 漢 人

化 口が増加し、 同 化が中で 最終的に中國の官僚制度と風習を完全に習得して、 心課題であったことが分かる。 當時、 漢化 同化に關する課題につい 漢民族と同化する道を進んだとする。これらから、 て羽田亨自身が研究に取り組んでいた。 漢

羽田亨の關聯する研究及びその委託事業案に及ぼした影響について檢討したい

以下では、

討し、

次のように述べた。

明 東洋史學の發展を遡ると、 (漢文化) との關わりが注目されてきた。明治四十四年 (一九一一)、狩野直喜はモンゴル民族の漢文化に對する態度を檢 モンゴル、契丹、 女真、 滿洲など北方民族の歴史が重視されてきたが、とりわけその中國文

那 西に擴がつて居たから、 其支那文明に對する態度は同じ非漢人種で中國の主となつた現朝とは大に違つた所がある。それは第一現朝は其進關 抑元が蒙古から起つて金を滅し、江南を平げたにつきては、支那の文明に接觸し、これを吸收した事 の初から支那文明を除いては滿人固有の文明を持つて居なかつたが、元はこれに反して支那を征服せぬ以前其領土が の文明に對する態度も違つて居たのではあるまいか。 同教國の文明などからも影響されて、其程度からいつたら元の方が遙に高かつた。それで支 は勿論であるが

中國文明に對する態度とは全く違っていたとする點である。 ここで注目すべきなのは、 モンゴル人は中國文明に接觸する前に、 中央アジア系文明を吸収していたので、 他の異民族の

大正二年 (二九二三)、 内藤湖南は「支那論」において、次のように述べている。

にかぶれると、 に支那人を用ゐたことがあるに過ぎない。 異種族たる遼などは、 本質を維持し、 其の强さを保つて行く所以であると考へた。 それが爲に弱くなつてしまふ、 矢張り其の種族のものだけで國をたて、いかなければならぬやうな傾きがあつた。さうして稀 ……金の世宗などは、專ら其の考であつて、この異種族が漢人の風俗習慣 成るべく漢人の風俗習慣にかぶれないやうにするのが、 ……蒙古から起つて支那を一統したのであるが、 自分の 是れも 民族の

其の民族政 旣に中央亞 策の |細亞から歐羅巴に掛けての諸國を早く征服したが、是等の國には支那に劣らない所の一 出發點は矢張り餘り支那の文明にかぶれない方であつた。 ・殊に蒙古人は支那本部を征 種の文明を有つて 服

居った。 (66)

內藤湖 南 は渡、 金 元の 漢人統治及漢文化に對する態度を分析したが、 その中で元朝の漢文化の態度に對する內藤 0 莧

は前述の狩野直喜のそれとほぼ同じである。

ず。 は、 目人を拉し來り之を重用 化の程度に於いて、はた又官吏としての才能に於いて、 化の程度は蒙古人の其れとは同日の談にあらざりしが故に、 大正 主に元朝の社會階級と官制を檢討し、 而も是れ固より蒙古の君臣の喜ばざる所、 五年 (一九一六)、 箭內亙は 以て一面漢人を牽制し、 「元代社會の三階級」 モンゴル人は漢人の發達した文化を吸收・利用する一方で、 極言すれば實に國家の深憂とも禍源とも見ゆべし、 について、「漢人は國民の大多數を占めしのみならず、 殆んど漢人に拮抗するに足り、 面自家の安全を計るの方針を採れり」と述べた。 帝國の官吏、殊に文官としては多數の漢人を採用せざるを得 且つ漢人に對して何等恩怨なき色 是れに於いて彼等は文 漢文化に對する防 箭內亙 漢 0 人の 文

備を重視したと解する。

化するという觀念が當時の東洋史研究者に受け入れられていた。そのため、 述のように、 西洋の文明論の影響で、 文明や國家が互いに交流する場合、 必然的に北アジア諸民族が漢文化に同 文明の發達程度が高い 側は必ず低 化され ,側を同

たとみなす見解が定説になった。

明に對する態度」を提出した。

昭 和 三年 <u></u> (二九] 二八、 羽田亨は前 述の諸學者による異民族の漢文明に對する態度につい ての研究を基礎に 「元朝 の漢文

く他の諸朝と異る態度を執るに至つたのは、

元朝 て誤らない。 態度を執らなかつたと考へて差支なく、大體の上から見て、 代を通じてすべての方面に蒙古至上主義を貫徹しようとし、漢文明に對しても、 然しながら此の相違を以て、 同一 必ずそこに然るべき理由が別に伏在して居つたに相違ない の事情から生み出された史上の一 他の北人諸朝の執つた態度と甚だ趣を異にして居ると見 異例と認むべきではない。 敢えてこれを尊重 元朝が

に其の有無長短を融通し、 ロシアなど)と接觸した經驗があり、 上主義を貫いていたことを認めた。 以上のように、 昭和四年 (一九二九)、 羽田亨はモンゴル人が建てた元朝が漢文明に對して距離を置き、 羽田亨は西域文化を考察し、「凡そ相異つた文明を有する兩者が相接して住む時に多少ともに互 影響を及ぼし合ふべきは勿論のことであつて……」と述べ、 且つ强大な武力を持って世界を制覇した自信から、 契丹、女真、 滿洲よりも、 モンゴル人は中國以外の世界の諸文化 或いは表面的に尊重しつつ、 西域文明と漢文明の閒に文明交流 漢文明と距離を置いたとする。 (インド、 中央アジア、 モンゴル至

明を吸收し、 王朝の中 中國文明を吸收することで當該民族の國民性の喪失を招い するようになった。 領土はより廣く、 國文明を吸收することをあまりしなかった。そして、 あったものの、 さらに、 ・國文明に對する態度を次のようにまとめている。 羽田は元と他の北族王朝を比較して次のように述べる。他の北族王朝の中で、 最終的に中國化してしまった。 西域文明は漢文明の影響をあまり受けていなかったことを認めた。 かつ深く中國に入り、 清朝の康熙帝、 乾隆帝は儒と自稱し、 太宗の時期に中國文明を吸收しはじめた。 遼の初期、 太宗の時期に漸く中國の官制と儀禮を採用した。 契丹人は中國に深く入らなかったので、 たかどうかということに關する羽田の見解である。 康熙字典、 四庫全書を編纂した。 熙宗の時期になると、 北魏の孝文帝は積極的 注目されるのは、 北魏のように積極的に中 遼よりも、 さらに早く吸収 羽田 北族王朝 ľ 金朝の に中國文 は 北

0

東洋史の研究者たちはこうした漢文明優勢說の影響を受けていた。たとえば、

り有り得べからざることである、 取しなければならぬわけで、 る所の支那人の閒に入つて來て、その文明に接するのでありますから、これは自然のこと、して漢文明をその 所で多くの學者の說を見ますと、 ふまでもなく文化の程度に於て漢民族よりも低級のものである、 逆に文明の程度の高い者が低いもの、真似をするといふことは特別の事情の存せざる限 だから北方種族は幾ら自分の固有の文化を保つて行かうとしても、 支那文明とい ふものは非常に根柢の深く固 この文明の程度の低い民族が高級の文明を持つて居 いものである、 それは出 北方民族は

るが、 ぐ可らざるものがあつ 新學問新文化を建設することよりも、 れを維持し保存することに向けられ、 外比々みな同じであつたから、 いう過程が漢族自身ではなく、 このように、 達せしめた」のに對し、 れが支那化をして、古來その特徴として保守の形を取るに至らしめた大なる因由の一つであらう」と述べた。一方、 漢人の ことであつて、警戒しながらも漢文明の感化を受けることになつてしまう、 中國も北族文明の影響を受けていたと、 知識を採用したにしても自から特種の制度を施いてこれを統治し、 文化の相互影響から見ると、もちろん文明程度の低い た 金、 が、 西夏の場合、「たとえその努力にも係らず、 これ等の政權の立てられるごとに、 遼、 外部から中國に入った民族自身の主導によりなされたとし、 金 治下の漢族をもこの方向に驅り立てたことはいふまでもない。 先づ以て古典古文化への新たな保存解釋の方向に進むべきことは當然であつて、こ 西夏は 羽田は考えていた。 いずれも民族的に深い その時代の文化の方向は、 北族が文明程度の高い中國から吸収していたわけであ 羽田は漢化・ 自覺を持っていたとする。 彼等の漢文化に同化せられる勢は滔々として防 文字の製作を始として、 同化の過程をさらに考察し、この 「前述の如く蒙古民族を除く 從來の漢文化を繼承してこ 獨自の契丹文化を發 從つて新功夫の下に 同化と 遼が

百瀨弘は統治民族と被統治民族

元朝のそれより成功したと述べた。

目覺め自身の風俗習慣を保持した遼金元朝が宣撫政策を實行すると以前の異民族國家のそれより成功し、 ものであるが、中世から近世にかけて、異民族が漢民族に對して用いるようになり、 文化の發達程度によって征服國家を分類することを考えた。宮川尚志は元々、 宣撫政策は漢民族が異民族に對して用 近世になると意識的に民族的自覺に 清朝の場合、

宮崎市定は、 いて考察し、安部健夫は清朝の漢民族に對する統治思想を考察した。 また、委託案に參加した研究者のなかには、そこでの研究成果を基礎にして、その後研究を展開していった者もいた。 羽田亨の見解を踏まえ、清朝が異民族を統治する際に民族間の言語をいかに扱っているのかという問題につ

戰後初期の一九五○年代、宮崎市定は『雍正帝』などの論著を出版し、安部健夫とともに京都大學人文科學研究所にて

部健夫は異民族支那統治委託案の成果をふまえつつ、戰後、 元朝・淸朝史の研究を續けたのである。

『雍正誅批諭旨』を會讀する共同研究班を組織した。二人はつづいて『元典章』の共同研究班を組織した。

宮崎市定と安

は異民族が中國を如何に統治していたかに焦點を當てながら、 新鋭なる見解が多い」と高く評價している。これによって、この委託案について池內宏と羽田亨の指導の下、 つて、餘り甚しい杜撰はない。殊に新進諸家の研究だけあつて遼金元淸等北方諸民族の社會組織の進展等については頗る 『異民族の支那統治史』が出版された後、 和田清は「本書はさすがに專門諸家の真剣なる基礎研究に基づいてるだけあ 史料を基礎にした實證的な研究を進め、 學術研究としての 囑託研究員

### (三) 嘱託研究員の調整

主體性を維持していたことが分かる。

次に囑託研究員と『異民族の支那統治槪說』 の諸章節の構成を檢討したい。 囑託研究員は十六名であり (東京研究所六名)

IX					
番號	名前		卒業校/年代	擔當課題	概說章節
1	三上	次男	東京帝大/1932	金朝前期に於ける漢人統治政策 金朝の諸制度と金朝治下の漢人― 金朝の官制と漢人官吏登用制度	第1編第2章第1-5,9節
2	村上	正二	東京帝大/1937	元朝の諸制度と漢人統治制度	第1編第3章第3,5,6節
3	百瀨	弘	東京帝大/1932	清朝の異民族統治に於ける財政經濟 政策	第 2 編序說 第 2 編第 3 章
4	周藤	吉之	東京帝大/1933	清朝の土地制度―特に八旗の田制	第 2 編序說 第 2 編第 2 章
5	松本	善海	東京帝大/1935	清朝の村落統治政策—里甲制より 保甲制	第2編第4章
6	旗田	巍	東京帝大/1931	清朝の異民族統治策より見たる朝鮮	第 2 編序說 第 2 編第 6 章第 3 節
7	內田	吟風	京都帝大/1931	北魏の社會と民族	第1編第1章
8	外山	軍治	京都帝大/1933	金の對契丹人政策 金の對宋政策	第1編第2章第6,8節
9	愛宕	松男	京都帝大/1935	元の對漢人政策	第1編第3章第2,3,4,5,7節
10	野上	俊靜	大谷大學/1930	遼金元の宗教政策	第1編第2章第7節 第1編第3章第8節
11	宮崎	市定	京都帝大/1925	清朝の官制及官吏登用法	第 2 編第 1, 2 章
12	田村	實造	京都帝大/1929	清朝の文化政策 清朝の蒙古統御策	第 2 編第 5 章第 4 節 第 2 編第 6 章第 1 節
13	安部	健夫	京都帝大/1928	清朝初中期の思想對策	第 2 編第 5 章第 1, 2, 3 節
14	小川	裕人	京都帝大/1932	清朝の婚姻制度の研究	第2編第5章第5節
15	宮川	尙志	京都帝大/1935	清朝の宣撫救賑工策	第2編第5章第6,7節
16	羽田	明	京都帝大/1935	異民族統治上より見たる淸朝の囘部 統治政策	第2編第6章第2節

『東京帝國大學卒業生氏名錄』、『京都帝國大學卒業生名簿』、『異民族の支那統治概說』により作成した。

その

內

清朝に關する論文が十

篇

(東京研究所

京都研究所十名)、

書かれ

た論文は十九篇である。

四

篇

京都研究所七篇)、

金

並朝に關い

する論文が

四篇

だから、 した。 究所となった。 東方文化學院となり、 東方文化學院が解體され、 文が二篇 元朝 化學院の囑託研究員について、 篇 に關する論文が一篇 (委託案成立後に加入)、 (東京研究所二篇、 歴史的研究をやるの 當時の東方文化研究所の所長、 すでに述べたとおり、 (京都研究所)であった。(表を參照) 篇 そういうことは出來ん」 (東京研究所 清朝二篇を委託案の成果として提出 表の番 京都研究所二篇)、 が研 三上次男等五名は金朝二篇 (京都研究所)、 號 1 ( 篇 京都研究所は東方文化研 昭和十三年 究所 京都研究所一 東京研究所は の當初から 6 百瀬弘を除くと 0 元朝に關する と述べて初 松本文三 總合論文が 新 (一九三八)、 篇 **、** 東方文 0 新 使 郎 北 8 命 魏 は

十名の囑託研究者は金朝二篇、

元朝

一篇、

清朝七篇、

總合一篇を委託案の成果として提出した。

所の囑託研究員については一名增員して、 の評議員として委託案を引き受け、 うことが望ましく、兩研究所に委託事業案の主體となることを期待した。そこで、結局のところ羽田亨が東方文化研究所 を指導した。外務省としては、 は委託案を斷った。當時京都帝大文學部部長であった羽田亨は、 續して當たっていた。その頃に、東方文化研究所からは離れた形で、京大東洋史學專攻出身の若手研究者を集めて委託案 羽田亨が若手研究者を集めて委託案を指導するにしても、 研究所が若手研究者を囑託として招くことになった。 內田吟風がもともと委託案にはなかった北魏を擔當することになった。ほかの®® 滿洲事變以來、 對滿文化事業や日滿文化協會の仕事に 表の番號7~16の東方文化研究 やはり東方文化研究所がおこな

研究者の生活の問題も考慮していたと思われる。 託案を受けるということは大きな經濟的收入を得られることを意味し、池內宏と羽田亨は囑託研究員の雇用をつうじて、 究費の實際の金額は不明だが、 究所各々年額壹萬壹千圓トシソノ經理ハ夫々同學院及同研究所に委託スルコト」とあることから、 五年にかけて大學を卒業しているが、戰時中の就職難に加えて、委託事業案の經費として、「東方文化學院、 『東京帝國大學卒業生氏名錄』と『京都帝國大學卒業生名簿』によると、前述の囑託研究員の大部分は昭和五年から十 相當數の研究者の生活費を支えることが可能になったと思われる。 毎年一萬一千圓で、 つまり、 國策機關の委 東方文化研

ことはなかった。 その統治政策も研究された。 解を助けるものと考えられた。北魏と元朝は、それぞれ初めて中國華北と中國本土全體を統治した異民族王朝であったが解を助けるものと考えられた。北魏と元朝は、それぞれ初めて中國華北と中國本土全體を統治した異民族王朝であったが 研究內容の變遷過程については、 金朝を建てた女真民族と清朝を建てた滿洲民族は同じ民族とみなされて、 前述したとおり、 まず東亞研究所は清朝を中心に希望したが、兩者の打ち合わせのあと、淸、 清、 金、 元 北魏が研究對象になったのに對し、 金朝の研究は清朝につい 遼は委託案に入れられる ての理 元三

託 初 想へとつながり、 遼 が 研 協 究所と 案に對して、 の清朝のみから清、 調 (V 金、 Ļ かに中國を統治したかという問題についての研究を續けており、 田亨の委託案に對する影響についてまとめると、 元 0 池内宏との個人的な關係を活かしつつ、優れた行政能力を持って、 閒 清朝の漢化について非漢民族自身が漢化を主導したという說を提出した。この所說は委託案の の協調につとめた。 新 研究成果の大部分がその影響を受けた。 東方文化學院、 金、 元に、 さらに清、 第二に、 東方文化研究所が相當程度の自律性を發揮したことを示している。 明治以來、 金、 元 第一 狩野直喜、 北魏へと擴大したことが分かる。 第三に、公文書と『羽田亨日記』 に、 行政の調整につい 內藤湖南、 羽田亨はこれらの學者たちの成果に基づき、 東亞研究所と 箭內亙は拓跋、 て、 羽田亨は東亞研究所 この變化の過程 新 から、 契丹、 東方文化學院、 女真、 委託案の は モンゴ の管理 東 並 調査範圍 研究の基本構 研 究所 ル、 東方文化 層とよく 北 が當 滿洲 0)

## 四、成果の特徴と再利用

史觀、 あった。以下、 などを含んでいた。 委託事業案の企劃と成果を見ると、 漢人統治策、 『東亞研究所報』、 邊境統治策を檢討したい 次に重要な課題は異民族の邊境統治策で、 『異民族の支那統治概說』、 中心的な課題は異民族の漢人統治策であり、 『異民族の支那統治史』 異民族がいかにして他の異民族を統治するかという課題 官制、 の中で、 軍制、 重要な概念である南 財政、 社會、 E北對抗

### (一) 異民族王朝の中國化

異民族王朝の 創建者は中國北方からやって來る遊牧民、 半狩獵半農耕民、 半牧畜半農耕民である。 『異民族の支那統治

槪 說 0) 編纂を擔當した第三部支那政治班の中村治兵衞は 「序說」で次のように述べている。

づ第 北 支那中原に政 耕民族と遊牧・狩獵半農耕・(牧畜半農耕) 方民族との對立抗爭史であるとは、 魏 般的形態を考察して見やう。 一にかゝ 金 元元・ る民族の社會經濟的並に文化的差異を認識しなければならぬ。 權を樹立したのが所謂異民族王朝であることは云ふ迄もない。 清の四異民族が如何に支那を統治したかについて概略を述べるに先立つて、 ……支那大陸の歷史 夙に白鳥庫吉博士の提唱せられた處である。 民族との鬬爭史でもあつたのである。 (阿片戦争前における) の大勢は、 ……換言すると、 異民族の支那統治を考へる場合 此の北方民族が南方民族を壓倒 南北抗爭史卽ち南方民族と北 これら異民族の支那 南北抗爭史とは農 統治 ま

半狩獵半農耕民、 が征服國家の類型を二つに分けていることである。 中村治兵衞の論述は白鳥庫吉が大正十五年(一九二六)に提出した「南北對立」 半牧畜半農耕民と位置付けていた。 次に征服國家の構造を論述しているが、 論を繼承し、 注目すべきなのは、 南は農耕民、 北は遊牧民、 百 瀬弘

卽ち、 過ぎない。 ために如何にして被征服民族固有の政治乃至社會の組織を變質せしむるかに統治政策の基礎が置かれる。 被征服民族の閒に存してゐた政治組織及び政策を全面的或ひは部分的に採用することによつて、 の主體の構成分子の中に被征服民族の一部を包含することがあつたとしても、 第一の型に於いては統治の組織乃至政策は征服民族固有のものに準據し、 之に反して第一 一の型に於い ては征服民族固 |有の未熟な統治組織では被征服民族の統治が 其れは補助的便宜的意味で行はれるに かかる組織乃至政策を發展せしめる 征服國家としての新 不可 能である為に 從つて統治

いり みによって活用することは困難であつて、 織乃至政策は被征 とによつて成立する。 甚しく被征服民族固有の其れを反映したものであつて、 統治 組 織を創造することを必要とする。 服民族固 而して其の極端な場合には征服民族固有の統治組織乃至政策は全く消滅 有の其れを踏襲するに至る。 統治の主體に於ける被征服民族の役割は當然重要性を持 ……然るに第二の型に於いては、 征服民族固有の統治組織乃至政策に決定的 かくして第二の型の場合に於いては、 征服國家 0 新 統治機構を征 (V 統治 征 つに至るの な變革を加 服 組 國 織 乃至 家 服民族 0 ンである。 (8) 統治 政 策は

述べ た中 して漢族文明の長所を占有しえたからである」と述べた。 <sup>(g)</sup> る。 ら過度の 政治、 古 は 以上のように、 らずに、 した宮川尙志は [有なもので形成されてい 征服民族の文化が被征服民族のそれに比べて、より發達している場合であり、 北魏を擔當した內田吟風 た -村治 ……一言にしていへば漢民族に對して高度の妥協政策が取られたのである」と述べた。清朝の宣撫政策の研究を擔當 社會組織などは被征服民族に固有なものを踏襲している。 同化 金朝を擔當した三上次男は 在來の支那人王朝と大差のない絕對專制君主國家の體制」であると述べた。 兵衞 は (漢化) 百瀨弘は征服民族と被征服民族の文化程度の違 上述 「近世 0 政策をとり、 見解を踏襲 0 中でも遼金元に比しては清朝が最も巧みである。けだし清朝は自己の民族を犧牲とすることなく る。 は 「實に異民族にして支那を統治した最初の もう一つは征服民族の文化が被征服民族のそれに比べて、 征服者たる自民族の保護統治を誤ったがため、遂に支那統治に失敗したのである」と 「女真族の國家としての金は新たに女真族を支配者とする漢族の 「元が征服國家の色彩濃厚であつたのを除いて、 委託案の成果である『異民族の支那統治概說 61 清朝の國家形態は後者に屬する。 に基づい 王朝北魏は、 て、 征服國家を二つ 國家の政治、 非征服者たる漢族 他 は 劣ってい 13 づ の類型に分けてい 社會組織などは征服民族に れ も征 る場合であり、 國家となつたのであ 服國家の形態をと 0) 統御に 0) 編纂を擔當し 成功し乍 る 或 家 0

の中央集權體制を强化し、これが目的完遂の爲に、一面、色目人の全面的な支持を要求すると共に、他面漢人の一 治と云ふ最高目標は終始一貫して變わらなかったのであるが、……政治・經濟の重點を直接閒接蒙古人に保留しつゝ、其 例外として元朝について、愛宕松男は「蒙古人の支那支配は、 前後百五十年閒繼續せられた。其の閒、 蒙古人本位の統 部の利

用をも怠らなかったのが其の眞相であつたと思はれる」と述べた。 中 ·村治兵衞はさらに異民族が中國を統治する際の特徴を次のようにまとめた。

じて見られる處である。 支配民族は容易に高官に就任したが、漢人は主として下級行政機構部門に多く採用したこと。これは金・元・淸を通 は千戸、萬戸府制 族制より發達した獨得の制度を實施し兵權は支配民族が掌握してゐたこと。卽ち北魏は八國制、 金代の契丹人、元代の色目人、清代の内蒙古人等がそれである。(二)政治的權力の支柱たる兵制において、各々部 (一)少數の異民族は多數の漢人の統治に直面し、漢人以外の民族を自らの股肱とし、準支配者として優遇したこと。 (軍戸制)、清は八旗制を施行した。(三)行政機構における官吏の任用において特種の用意を行ひ、 金は猛安謀克制、

退、 以上のように、金、元、清による中國支配の共通點は優秀な漢文明に接觸した時に、契丹人、色目人、內蒙古人等を利用 して漢人を監視し、 異民族王朝の崩壊の原因は、 興味深いのは、異民族は漢文化を受容しつつ、民族意識を覺醒して、 漢人后妃・官僚勢力による後宮の中國化、 兵權を握る一方、漢人の多くを下級行政機關での官職に任じて、 大體中國傳統王朝のそれと同じで、異民族の角度から見れば、異民族自身の統治意識の衰 官僚の腐敗、 兵力の不振、異民族の統治人材の缺乏などが舉げられている。 中國の統治に成功したが、漢文化によって後宮の 官僚機構を維持したことである

蒙古の盟

旗制

囘部

の

種の

制度

(州縣制、

扎薩克制、

伯克制)

の併合、

チベットのダライラマとパンチェン・

ラマの

利用

たのは僅か百年ほどであった。 あ 中 る。 -國化、 方、 官僚 元朝は、 0 腐敗、 中央アジア系文化を受容し、 兵力の不振 異民族の統治・ 人材の缺乏などを招いて、 漢文化と距離を置き、 蒙古至上主義を貫いたが、その王朝を維持でき 王朝 0) 衰退 滅亡を引き起こしたとする點で

これに對し、百瀨弘は論點を邊疆統治策に擴大して次のように論述している。

位置 中心を爲すものであるのに對し、 生ずる緩慢な統屬關係 61 の爲に絕對に必要なる一 異民族の征 が、 (1) 、前者に比して遙かに重要性の少ないものであることは言ふまでもないことである。 ® 事實上の緊密なる統治の不可能、 .服國家が多種の異民族集團を包含する場合には特に注意さるべき事柄である。 0 定地域 兩者となる。 の被征服民族に對する緊密な統治關係、 第二の 而して第 統治關係にある異民族に對する政策が 國家の對外關係保持の必要、 の統治關係にある被征服民族に對する政策は 或ひは國家の威嚴維持からの必要等 第二、 國家の維持の爲に絕對的に必要では 征服國家の 統治政 ……第 征服國 策全體 家の 國家の維 0 中に占 統治政策 0 理 **灿持存立** 亩 から

朝の ダー とるほかに、 する邊疆統治策の論述が少ないのに對し、 以上のように、 漫疆 を制壓する一 |統治策は契丹人を優遇し、 漢人を分斷して統治し、 百 方で、 「瀨弘は 滿洲 從順な多數のリ 民族 西北邊疆の守備を委ねた。 (征服民族) 互いに牽制させた。 金、 ダ ーを支持し、 と非漢の異民族 清に關してはより詳細に書かれた。 分權を實施して監視した。 2. 宗教の影響力も考えて、 清朝の邊疆統治策は (被征服民族) との 關 係を取り纏 主な論點は以下のようである。 「分而治之」であり、 3 清朝は反亂を起こした宗教リ 清朝は 8 た。 地 方組 北 魏、 織 慰撫 0) 契丹、 再編を行 懷柔策 元に 1. 關 金

### 委託案成果の再利用

究 研究所に所藏されている。これらの著作の中に「異民族の支那統治」も含まれている。第三に、昭和十八年、 治及戰後建設史」計劃案を委託したが、その成果である『占領地統治及戰後建設史』(草稿) ジヤ史概説・續編』には遼、 物と書籍にも掲載された。 委託事業案の研究成果は前述の 誌上に「支那に於ける異民族統治策研究號」を刊行した。ここでは、以上の三つの文獻について檢討したい。 まず、 金、 元、清に關聯する敍述があった。第二に、同年、 宮崎市定が昭和十七年(一九四二)に編纂した『大東亞史概說』 『東亞研究所報』、『異民族の支那統治槪說』、『異民族の支那統治史』以外に、他の刊行 總力戰研究所が所外學者に「占領地統 と關聯公文書が防衞省防 を基礎に増補 『日本學研

族ノ奮起トヲ促シ大東亞新秩序建設二資センガ爲大東亞史を編纂セントス」というものであった。 民族隆替ノ樣相トヲ探ネ特ニ我ガ國トノ關係及歐米諸國ノアジヤ經略の實情ヲ明確ニシ以テ我ガ國民の自覺トアジヤ諸民 **戰爭ノ意義ニ鑑ミ日本世界觀ニ基ク大東亞一體觀ノ立場ヨリ大東亞ノ歷史ト其ノ意義トヲ明カニシ、ソノ文化ノ特質ト諸** 昭和十七年、 宮崎市定の 政府の臨時閣議での決議により、文部省教學局に「東亞史槪說編纂部」を設立した。その趣旨は 『アジヤ史槪説・續編』 「大東亞

朝 前期 宏と羽田亨は編纂作業を實質的に指導し、 ?ノ諸民族統治事例」委託事業案の上層部であった池內宏、 編纂部は池內宏、 (上古から唐まで) 羽田亨ら數十人を調査囑託に、 で、 彼によれば、 執筆は江上波夫ら十人に依頼した。 編纂囑託四人は章節設定と內容整理を擔當した。宮崎市定の擔當範圍は全編 鈴木俊、 羽田亨とその編纂囑託であった宮崎市定、安部健夫は 山本達郎、 宮崎市定、 上述の編纂名簿から見ると、 安部健夫を編纂囑託に任命した。 元 池 0 內

宮崎市定は

『アジヤ史概說

正

編

0)

「緒論」で「アジヤ北方に掘起せし、

滿蒙トル

コ系諸民族の

國家は右

の場合に屬

亞史概 說 編纂にも參加してい

向で西に向かって傳播するとした。 世 地域に光被して行かねばならぬという構想であった。 アジアの文化が西アジアから、 な問題は、 1の物笑いになるような歴史は書いてくれるな、 注目すべき點として、 大東亞史なるものは、 教學局の官員と池內宏、 シル ビルマ以東の東アジアを範圍とし、 クロードを經由して東方に向かい、 と豫め戒められた」ことである。 羽田亨等との間で、 ……その際羽田亨先生から、 その歴史は日本精神が東の果から起って、 『大東亞史』 終點の日本で世界に冠絕する文化を形成し、 の範圍について議論があり、 代案として、 たとえ文部省の方針であろうとも、 アジア史の 範圍を擴大し 逐次こ

あり、 夫が擔當したが、 ないようにするため大東亞史關聯資料を處分することを命令した。しかし、 るため、この原稿を基礎に増補を加えて、 昭 和十九年、 この本には遼・金 <u>一</u> 囘 結局執筆することなく、 の審査を經て、 元 清の部分が含まれていた。 內容はほぼ定まったが、 やはり宮崎市定が委託を受けて完成させた。 昭和二十二年、『アジヤ史概説・正編』 翌年日本の敗戰により、 宮崎市定はこの關聯資料には學術 を出版した。 文部省は協力者が戰爭責任を問 それが 『アジヤ史概說 後半部分は 元 的 續編 [價值 安部 が わ で 健 あ れ

する好適例であるが、 るを常とした」と述べ、『アジヤ史概説 は を自覺した太祖は、 . 屢々南に下つて中國社會を征服したが、 獨自の國粹を保存せしむるやうに特別の措置を講ぜねばならなかつた。 此等諸民族は多くは遊牧的民族にして個有の發達せる文化を有りし居らざるが弱點であつた。 方に於いて契丹民族及び配下にあつて自己に同化せしめ得る類似の民族に對しては、 續編 やがて文化的には反つて中國の爲に征服され彼等の文明化と共に自ら衰亡に陷 の第四章 「近世的ナシヨナリズムの潮流」において、 此に於いて契丹王朝の 遼の場合、「この點 なるべく漢化

することを避けて、

創始に

あり、 團結を刺戟せしめた」と述べた。これらの論述が『異民族の支那統治槪說』、『異民族の支那統治史』で示された中核的な とする八旗兵と、漢人を以て組織する綠營兵の勢力均衡の上に立ち、八旗を以て綠營を制し、 を必要とした。清朝の場合には、この爲に滿人と漢人と云ふ絕好の二つの足場があつた。 專制政治を其儘に繼承し、……。 中國の古典文化に興味を有しなかつたので、その詔敕の漢譯には俗語體を用ひた」。清について、「清朝の天子は明の獨裁 蒙古名を名乘る者も現われ、 對の自信を有するが故に、自尊心が頗る高く、蒙古至上主義を翳して中國の漢民族に臨んだ。中央地方の長官は凡て蒙古 漢人の州・縣とは別系統をなして、中央政府に直屬する。……蓋し遼政府の二重體系を模倣して更に一步を進めたもので 人を以て任じ、 後に清朝の八旗制度に對して手本を示すことにもなつたものである」と述べ、元について「蒙古人はその武力に絕 財政事務には主に色目人(西域人)を重用した。……蒙古の中國支配は、 蒙古の風習の感染により殉死を以て美風とするやうな主從觀念の變革も見られた。蒙古人は 斯る獨裁君主は自己の立場を安定せしむる爲には、 相伯仲する勢力均衡の上に立つこと 清朝は軍事的には滿洲人を中核 ……中國人で蒙古服を着たり、 緑營の存在によつて八旗

## 2. 總力戰硏究所の『占領地統治及戰後建設史』(草稿)

見解とほぼ一致することは注目に値する。

省すると共に大東亞を研究の主體とし西亞を附帶とし歐米を參考とするを以て趣旨となし史實の大觀大綱の把握に重點を 戰研究所は はじめとする四五名の學者に 昭和十五年 之が教訓規範を普及する所」を決定した。昭和十七年四月から、總力戰研究所は小林元、 「現地施策の再び過誤を繰返すべきを憂ひ、史家を糾合して古今東西に亘り占領地及戰後建設に關する史實を (一九四〇) 十月、 『占領地統治及戰後建設史』 日本政府は總力戰研究所を設置し、 の編纂を依頼した。 國策の調査研究と人材育成を行なった。翌年、 その趣旨は 「日本を其の本源軸心として反 鳥巢通明、 橋口兼夫を 總力

係る二重國家體制が生じたのである」と述べた。また、「金は北支那の支配を確實せんが爲に、……而して猛安・謀克は

弘はそれぞれ金と清を擔當した。 置き拙 成は東京帝大と京都帝大出身の東洋史研究者が半々の割合であったが、 の七人であり、 ように「淸、 編纂名簿の中 速時宜 元 「に適せしむるを以て眼目とせり」とあり、 專門 金各朝ノ諸民族統治事例」 東洋史を専門とするのは濱口重國、 に應じて島田正郎が遼、 注目すべき點は、 委託事業案と『占領地統治及戰後建設史』 三上次男が金、 清、 二カ月後に 村上正二、 元 村上正二が元、 金各朝 前嶋信次、 『占領地 ノ諸民族統治事例」 『占領地統治及戰後建設史』 百瀬弘が清を擔當したと推測され 統治及戰後建設史』 青木富太郎、 委託案において、 と 三上次男、 「東亞史概 (草稿) 0) 編 島田 說 0) 纂部 三上次男と百 編纂が完成した。 0) 正郎、 の構成 編 3 部 前 百 は 0) 述 東 0

京帝大出身の東洋史研究者が多いことであり、

東洋史部分は全員東京帝大の出身であった。

戦後建設の三 統治 略述し且 るのは第 篇大東亞 『占領地統治及戰後建設史』(草稿) 第二部 附 部 第三篇西亞、 一部分と附記があり、 「異民族による支那統治」である。 として興亡の原因及時代の特質と認むべきものを附記す」と述べられている。 「漢民族による支那統一と異民族統治」、 第四篇歐米からなり、 附記には概述、 の編纂要項では 第二篇大東亞は十二章に分けられた。 興盛原因、 第一部を遼、 「繙讀研究を便ならしめん」ために、「一 第三部 衰亡原因 金、 「漢民族の疆外侵出」に分けられ 元、 特徴 清の四節に分け、 0 兀 [部分が含まれてい 第一章は第一部 各節の內容は建國、 この本は 般經過は章節の全文として てい るが、 「異民族による支那 第一 篇日 本稿に關聯す 占領地統治 本、 第二

原因 して、 意識 附 が 0) 記 減退 遼の二重制 「優秀な武力」、 (漢化)」、 『異民族の支那統治史』 度、 「支配民族の文弱化」、 金の 「支那制度の移入」、 猛安謀克制度、 0) 「異民族の支那統治要綱 元の 「漢人の人材を登用した」ことなどであり、 「官僚の腐敗と財政の窮乏」などであり、 身分制度、 清の滿漢分治などがあ 覽 を比べると、 つ たと述べら 兩方に共通する部分は異民族 獨特の特徴を持つ行政 衰亡原因は っれてい 「支配民 る。 附 族 軍 0 記 支那 事 制 0) 度と 興 增

ところは

英明な皇帝の優れた才能を强調し

(金太祖

清太祖)、

「占領地諸民族の舊慣を踏襲し、

之に對して本質的

品なる

改修を加へなかつたこと」などと述べられた。

それでは軍人は

見ると、 において、軍人の立場から要項をまとめ、植民地統治に對するこの委託案の價値について言及した。彼がまとめた要項を 本部の樞機に參劃し、 軍人や軍部は 次いでソ連、 『異民族の支那統治槪説』と『異民族の支那統治史』を高く評價していたことが讀み取れる。 ポーランドなどに駐在した陸軍大佐堀場一雄は、『占領地統治及戰後建設史』 (草稿)

『占領地統治及戰後建設史』(草稿)をどのように評價していたのであろうか。陸軍大學を卒業後、

遊牧民族の歴史から見ると、その多くが移住過程において政治、 社會、 文化、 經濟面で同化されたので、 民族の 獨自

彼の要項に從って遼金元清の關聯部分をまとめる。

堀場が指摘した遊牧民族の不足していた所であった。

は堅持されなかった。遼の場合、其の時代に追及せんとする努力すら闕如しており、

モンゴルの場合も、

進展性は

はなかっ

て、 漢、 異民族を併用し相互に牽制させた。ここで堀場が述べている內容は遊牧民族に限定されず、過去の帝國の占領 清及びロシアなどでは、 占領地の統治及び戰後建設は寬大さを原則とし、例えば、淸朝では舊俗習慣を尊重し 版地統治

このことから見ると、 堀場は遊牧民族による中國統治の歴史から、 日本の植民地統治に有用な歴史的經驗を取り出そう

としていたのである。

とでも言うべきものであった。

## 3. 『日本學硏究』の「支那に於ける異民族統治策硏究號

ている。これらの論文の內容を見ると、「淸、元、金各朝ノ諸民族統治事例」を基礎に發展したと見做すことができる。 「金の世宗と漢人統治」、 昭和十八年(一九四三)十一月に刊行された『日本學研究』の「支那に於ける異民族統治策研究號」には、三上次男の 村上正二の 「蒙古族の異民族統治策」、 田村實造の 「清朝治下の蒙古」 の三篇の論文が收錄され

參謀

するの外他意ないものである」と述べている。 質とする天皇統治には、 同じくしてゐるように見えて、それぞれ其の本質を異にしてゐるのも亦「統治」であらう、 ため抑壓、 注目すべき點として、 懷柔、 勢力對立利用等々を弄した支那古來の異民族統治をここに顧みようといふのは、 本質に於いて異民族も同民族もない。 編輯部は 「編輯後記」で「人閒生活の一大特徴は 八紘は唯之一字である。 「統治に存す」」、「しかしながら、 だから己の繁榮のみを維持せ ……この親と子との關係を本 以て他山の石とせんと んが

閒にはず 長所、 天皇を中心とする皇國史觀を强調するものであったが、 陳述し、「最低限度の學問の自由」を維持した。『占領地統治及戰後建設史』を編纂した時、 中心に發展した「大東亞」概念によって編纂・編輯された。 「大東亞史」から「占領地統治及戰後建設史」、『日本學研究』の特集號に至るまで、 短所、 乖離があったのである。 特徴をより强調した。 『日本學研究』 の特集號は、 東洋史研究者たちの論文の內容は從來とほぼ同じもので、 しかし、 編集部のねらいとしては、 東洋史學者は、 實證史學の立場で學 これらはいずれも 當時の 東洋史學者は異民族統治策の 思想統制に沿う形で、 子術本位 皇國 史觀 0 兩者の 意見を

五、結語

などを利用し、「清、 本稿は外務省外交史料館、 汞 金各朝 防衞省防衞研究所が所藏する ノ諸民族統治事例」委託事業案の執行過程とその影響を考察した。 「東亞研究所」、 「總力戰研究所 關聯の 公文書、 羽  $\mathbb{H}$ 寧日 記

Ļ 務省は中 それは國策機關である東亞研究所によって實行された。一方で、 -國進出 に當たってその理解を深めるために、 元朝、 清朝がい 外務省文化事業部は昭和八年から十三年にかけて滿 かに中 - 國を統治したかにつ (V) て研 究することと

に注目しており、

蒙文化助成事業を行い、 『東洋史研究』 池內宏、 に掲載されたが、これらの論文を見ると、研究者はすでに異民族の漢文明への同化問題 羽田亭といった重鎭が、若手研究者と共に、 滿蒙史研究を展開してい た。 研究成果は

東亞研究所の委託案でも同様のテーマについての研究が續けられていた。

漢文化の影響についての見解の影響を强く受けたもので、その後の關聯著作もこの見解を保持していた。 委託事業案を順調に進めるとともに、 を果たしていたことが判明した。 月にかけて、 朝 した若手研究者を招集し、 (ノ諸民族統治事例) 東亞研究所は池內宏と羽田亭を中心とする東洋史學者たちに、〔新〕東方文化學院と東方文化研究所に「淸、 全部で十一條の關聯する記載があるが、その內容より羽田亨が委託事業案を圓滑に進めるうえで重要な役割 の委託研究事業を依頼した。 囑託研究者として安定した給與を保障しようとした。三、 具體的には、 最低限の學問の自由を維持した。第二に、 第一に、 關聯公文書と 羽田亨は池內宏と東亞研究所の閒をつなぐ重要な役割をにない 『羽田亨日記』に、 羽田亨は當時京都帝大東洋史學科を卒業 研究成果は羽田亨の異民族に對する 昭和十三年十二月から昭和十五年九 金各

業案を依賴された東洋史研究者たちは實證的な研究を重視し、 事業案のそれと同じである。 宮崎市定の たことである 侵略戦争を宣傳するための道具となり、 『アジヤ史概說 ・續編』などにみえる異民族統治に對する見方は、「清、 注目すべきは、この時期、 植民地統治のモデルを提供する存在となることが求められたのに對し、 皇國史觀を中心とする大東亞概念を强調した國家により、 一貫して最低限の學問の自由を維持する姿勢を崩さなかっ 元 金各朝 ノ諸民族統治事例」 委託事 歷史學 委託

昭和十七年以來編まれた

『占領地統治及戰後建設史』(草稿)、『日本學研究』の「支那に於ける異民族統治策研

究號」、

課題は戰後の學界でも重要な論點となったのである。 羽田亨が提出 した蒙古至上主義と異民族が 積極的に漢化を受容するという見解は、 參考となる<br />
重要な<br />
價値がある。 この

#### 註

- 1 杉山正明、 井上文則 の百年』 などを參照。 京都大學出版會、二〇〇二年)、 昭和前期における日中文化交流』 『天を相手にする 庄垣內正弘「羽田亨」(礪波護、藤井讓治編『京大東洋學 評傳宮崎市定 山根幸夫 (汲古書院、 (國書刊行會、 『東方文化事業の 二〇〇五年)、 \_\_
- 2 とヨーロッパ東洋學、 成と中國・ ア文化交渉研究』別册四、二〇〇九年)、吉澤誠一郎「東洋史學の形 氏「「元朝秘史」渡來のころ ―― 日本における「東洋史學」の開始 五井直弘『近代日本と東洋史學』(青木書店、一九七六年)、 二年)、中見立夫「日本的「東洋學」の形成と構圖」(『岩波講座 「日本に於ける東洋史學の傳統」(『歷史學研究』第二七○號、一九六 東洋學の磁場』岩波書店、二〇〇六年)などを參照。 日本の學知 第三卷 東洋學の磁場』岩波書店、二〇〇六年)、 桑原隲藏の場合」(『岩波講座 清朝 「邊疆史地學」との交差 ――」)(『東アジ 「帝國」日本の學知 旗田巍 第三 同
- 4 3 藏文書の分析を中心に ――」 井上直樹 同氏「滿洲國と滿洲史研究 どを参照 歴史資料センター所藏文書の分析を中心に ――」(『京都府立大學學 譲治編『京大東洋學の百年』(京都大學學術出版會、二〇〇二年)な 江上波夫編『東洋學の系譜』(大修館書店、 『東洋學の系譜(第二集)』(大修館書店、一九九四年)、礪波護、藤井 八年)、同氏 「白鳥庫吉の滿洲調査 「池內宏の滿鮮史研究 -」(『京都府立大學學術報告』 《『日本中國考古學』十七、 アジア歴史資料センター 一國立公文書館アジア歴史資料所 ---『後藤新平文書』·アジア 一九九二年)、江上波夫編 (人文篇) 二〇一七年)、 七十、二〇 所藏文書の

術報告』(人文篇)七十一、二〇一九年)などを參照

(5) 前掲五井直弘、旗田巍論文を參照。

6

- 參照。 参照。 参照。 一回史學の方法論』汲古書院、二○一七年)、八五~九六頁を 古澤誠一郎「白鳥庫吉の東洋史學 —— 史學史的考察として」(渡邊義
- 房、二〇一三年)を珍照。井上直樹『帝國日本と、滿鮮史』:大陸政策と朝鮮・滿州認識』(塙

7

8

- 注入事務(「關西大學東西學術研究所紀要」四十八、二○一五年)、古松崇志(「關西大學東西學術研究所紀要」四十八、二○一五年)、古松崇志(「關西大學東西學術研究所紀要」四十八、二○一五年)、古松崇志(「副西大學東西學術研究所紀要」四十八、二○一五年)、古松崇志
- (9) 東方學會編『東方學囘想』(全九卷)(刀水書房、二〇〇〇年)を參照洋史學 —— 史學史的考察として」などを參照。
- (9) 東方學會編『東方學回想』(全九卷)(刀水書房、二○○年)を參照。 ○一八年)、京都大學文書館編集『羽田亨日記』(京都大學文書館《1) 内藤湖南研究會編『内藤湖南未收錄文集』(河合文化教育研究所、二(年)、東方學會編『東方學回想』(全九卷)(刀水書房、二○○○年)を參照
- 一七七~三一六頁を參照。 
  一七七~三一六頁を參照。

- 13 山定雄氏、 論研究室、 阿部洋訪問『インタヴュー記錄E. 一九八一年)、一九頁を參照! 日比野丈夫氏、貝塚茂樹氏』(東京大學教養學部國際關係 日中文化摩擦6. 結城令聞氏、 青
- $\widehat{14}$ 山根幸夫『東方文化事業の歴史ー 〇九~一一〇頁を參照。 - 昭和前期における日中文化交流』
- 15 山根幸夫『東方文化事業の歴史 一一九、二二六頁註十を參照 昭和前期における日中文化交流』、
- 16 省外交史料館)、 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B05015212200、對滿文化審 に』、二一~二六、五二頁を參照 查委員會關係雜件(對滿文化事業) 岡村敬二『日滿文化協會の歴史 ―― 草創期を中心 第一卷(H-3-3-0-1\_001) (外務
- 17 岡村敬二『日滿文化協會の歷史 ― - 草創期を中心に』、二四、 五二頁
- 18 岡村敬二『日滿文化協會の歷史 — 草創期を中心に』、二六頁を參照。
- 19 20 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B05015212100、對滿文化審 岡村敬二『日滿文化協會の歷史 — 草創期を中心に』、二七頁を參照
- 省外交史料館)、 料センター所藏文書の分析を中心に 查委員會關係雜件 井上直樹「滿洲國と滿洲史研究 ―― アジア歴史資 (對滿文化事業) 第一卷 (H-3-3-0-1\_001) (外務 ―」、一五九頁などを參照
- 21 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B05015990700、日滿文化協 會關係雜件/文化研究員關係 (H-6-2-0-29\_4) (外務省外交史料館)
- 22 井上直樹「滿洲國と滿洲史研究 書の分析を中心に ――」、一六〇~一七二頁などを參照 ― アジア歴史資料センター所藏文
- 23 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B05015883100、3女眞民族 研究事業助成羽田亨自昭和八年三月至昭和十二年六月(H-6-2-0-3 (外務省外交史料館)」を參照
- 24 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B05015883100、3女眞民族

- 研究事業助成羽田亨自昭和八年三月至昭和十二年六月(H-6-2-0-3 (外務省外交史料館)」を参照
- 25 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B05015883600、研究助成關 係雜件第九卷(H-6-2-0-3\_009)(外務省外交史料館)を參照
- 26 論叢』第二 (日滿文化協會、一九三九年)、二八七頁を參照 小川裕人「滿洲民族の所謂「還元性」と其の發展に就いて」『滿蒙史
- 27 外山軍治「劉豫の齊國を中心として觀たる金宋交渉」『滿蒙史論叢』 支那古今人物評傅(六)」『東洋史研究』第七卷第四號(一九四二年)、 とその發展に就いて」、二八五~二八八頁、外山軍治「金の海陵王: 文化協會、一九三九年)、四頁、 第一(日滿文化協會、 二二九~二四九頁などを參照。 「遼宋の交通と遼國內に於ける經濟的發達」『滿蒙史論叢』第二(日滿 一九三八年)、一九三~三二一頁、 小川裕人「滿洲民族の所謂「還元性」 田村實造
- 28 〜四二六頁を參照。 小川裕人「滿洲民族の所謂「還元性」と其の發展に就いて」、四一九
- 29 岡村敬二『日滿文化協會の歷史 — 草創期を中心に』、八六頁を參照
- 30 關する論叢』外務省調査部、一九三九年)、一一二頁を參照 安岡正篤「支那興亡談義」(『支那統治に關する論叢』 一九三九年)、五一頁、 水野梅曉「元の支那經營方法」(『支那統治に 外務省調査部、
- 31 32 外務省調査部、一九三九年)、一六一~一六六頁を參照。 曾我部靜雄 「宋・明の滅亡と蔣介石政權」 (『支那統治に關する論叢)
- 水野梅曉「元の支那經營方法」、一一一~一一二頁を參照
- 33 外務省調査部「はしがき」(『支那統治に關する論叢』外務省調査部、 一九三九年)、一~二頁を參照
- 34 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B05016095800、 化諸施設經營方針ニ就テ 齋藤良衞 自昭和十二年五月(H-7-2-0-4 (外務省外交史料館)を參照 15 對支文
- 山根幸夫『東方文化事業の歴史 昭和前期における日中文化交流』

#### 二六頁を參照。

46

- 化交流の展開と挫折』、七八一~八一九頁を參照。 一二三~一二七頁、阿部洋『對支文化事業の研究:戰前期日中教育文(36) 山根幸夫『東方文化事業の歴史 —— 昭和前期における日中文化交流』、
- (38) 渡邊新「東亞研究所小史」、二頁を參照。
- 照。 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B04011401100、學術關係雑の-6\_003)(外務省外交史料館)、渡邊新「東亞研究所心史」、二頁を參の-6\_003)(外務省外交史料館)、渡邊新「東亞研究所概要(I-1-3-

47

)渡邊新「東亞研究所小史」、三頁。

40

- (41) 「本邦ニ於ケル文化研究並同事業關係雜件(I-1-0-0-1)(外務省外交史料館)を參ル文化研究並同事業關係雜件(I-1-0-0-1)(外務省外交史料館)を參照。
- 二三五頁を參照。 (4) 宮崎市定『自跋集 —— 東洋史學七十年』(岩波書店、一九九六年)、
- (名) JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B05016193100、寥考資料關(4)。(名) (外務省外交史料館)を參照。 4\_3\_003)(外務省外交史料館)を参照。
- (4) JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B05016193100、參考資料關4\_3\_003)(外務省外交史料館)を參照。

49

48

(45) 宮崎市定『自跋集 ―― 東洋史學七十年』、二五二頁を參照

- 7. 兵衞先生古稀記念東洋史論叢』刀水書房、 シャーマニズムの研究』 職した。著書に 達史』の編纂に協力した。昭和二十一年、 に卒業し、 る。當時教授であった池內宏、 國大學東洋史學科に入學した。同期生には大淵忍爾、守屋美都雄がい 中村治兵衞(一九一六~一九九一)、大阪出身で、昭和十年に東京帝 先生古稀記念東洋史論叢』刀水書房、一九八六年)、五一二頁を參照。 B04011311500、本邦ニ於ケル文化研究並同事業關係雜件 (I-1-0-常に一緒に働いていた。「本邦ニ於ケル文化研究並同事業關係雜件 バーは外の勤務や轉任等、 秀夫、酒井忠夫、藤井正夫、河合愼吾の五名であった。雨班のメン に勤務していた大上末廣が班長を兼任し、メンバーは福滿武雄、山本 衞、小川平二、大山梓であった。同じ部の支那社會班は、滿鐵調査部 バーは七名で、 東亞研究所の第三部支那政治班は、主に中國近現代史の研究調査を行 東亞關係 分割1」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref 滿鐵調査部に勤務していた土井章が班長を兼任していた。 (外務省外交史料館)、中村治兵衞「東洋史と私」(『中村治兵衞 岡山大學、 大學院に入學し、和田淸の助手となり、『支那地方自治發 沼田鞆雄、角田順、 『中國漁業史の研究』、 中央大學などで教職につき、 などがある。中村治兵衞「略年譜」 人事異動がかなり頻繁に行われていたが、 加藤繁、和田淸に學んだ。昭和十三年 阿部宗光、 『中國聚落史の研究』、『中國 東亞研究所が解散した後、 一九八六年)、 竹內孫一郎、 中央大學で定年退 iv ( (『中村治 が調頁を
- 三頁を参照。 東亞研究所編『異民族の支那統治槪說』(東亞研究所、一九四三年)、
- 教會關係 第三卷(H-7-2-0-4\_3\_003)(外務省外交史料館)、山根幸B05016193100、參考資料關係雜件/宗教、病院、圖書館、博覽會、研究 所 ニ 依 賴 事 項」JACAR(ア ジ ア 歷 史 資 料 セ ン タ ー) Ref.「4.學會、協會〈1〉東亞文化研究所ヨリ東方文化學院、東方文化

九~一三一頁を參照。 夫『東方文化事業の歷史 —— 昭和前期における日中文化交流』、一

- $\widehat{51}$ 昭和十四年の「特別調査及委託調査」の支那關係の第二項が 關係雜件 第三卷(I-1-3-0-6\_003)(外務省外交史料館)を參照 概要」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B04011401100、學術 から見ると、東亞研究所の兩計畫は密接に關聯していると考えられる。 清各朝ノ異民族統治政策という二つの子項目に分けられている。これ の調査項目(一)支那歷朝異民族統治ニ關スル研究では、 治班が作成したもう一つの文書「昭和十四年度業務計劃一覽表(案)」 元 學術關係雜件 第三卷 漢民族ニヨル邊疆諸民族ノ支配關係、 清各朝ノ漢民族及邊疆民族統治政策調査」であり、 23. 東亞研究所關係 ソノ政策、 (1)(財)東亞研究所 2 第三部支那政 遼、金、元、 その下は、 遼、 金
- (5) 京都大學大學文書館編『羽田亨日記』(京都大學大學文書館、二〇一
- (3) JACAR(アジア歴史資料館)を参照。 係雑件/宗教、病院、圖書館、博覽會、教會關係 第三卷(H-7-2-0-4\_3\_003)(外務省外交史料館)を参照。
- (3) JACAR(アジア歴史資料センター)RefB05016193100、參考資料關4\_3\_003)(外務省外交史料館)を參照。 4\_3\_003)(外務省外交史料館)を參照。
- 關係雜件 第三卷(I-1-3-0-6\_003)(外務省外交史料館)を參照。 概要 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B04011401100、學術概要 3. 東亞研究所關係(1)(財)東亞研究所

64

- (56) 京都大學大學文書館編『羽田亨日記』、三五頁を參照
- と結婚していた。『羽田亨日記』の中で、二人と二つの家族の交流に(57) 羽田亨と池內宏は非常に親しく、羽田亨の息子、羽田明は池內宏の娘

九頁などを參照。いては京都大學大學文書館編『羽田亨日記』、二七、三〇、三六、三いては京都大學大學文書館編『羽田亨日記』、二七、三〇、三六、三國大學」(『羽田亨日記』)、五頁を參照、また、二人の交流の記載につついて多くの記載がある。西山伸「『羽田亨日記』と戰時下の京都帝

る(2)』、刀水書房、二○○○年)、一八七頁を參照。 青山公亮等「先學を語る ―― 池內宏博士」(『東方學囘想Ⅱ 先學を語

59

58

- <u>4</u>. 五、五六、五七、六〇、 京都大學大學文書館編 教會關係 第三卷(H-7-2-0-4\_3\_003) B05016193100、參考資料關係雜件/宗教、 研究所ニ依賴事項」JACAR(アジア歴史資料センタ 學會、 協會〈1〉東亞文化研究所ヨリ東方文化學院、 『羽田亨日記』、三五、 六五頁を參照。 (外務省外交史料館) 病院、 四一、四二、 圖書館、 四九、 を参照。 東方文化 博覽會、 一)Ref Ŧi.
- (61) 京都大學大學文書館編『羽田亨日記』、五七頁を參照

- (6) 京都大學大學文書館編『羽田亨日記』、六五頁を參照
- (63) 第三部長林桂理事は支那、滿蒙の調査を主宰したにもかかわらず、調査を開露に進めさせた。第四部長原敢二郎理事は南洋、大洋州の調査を順調に進めさせた。第四部長原敢二郎理事は南洋、大洋州の調査を順調に進めさせた。第四部長原敢二郎理事は南洋、大洋州の調査をで、平和主義者であった。拓殖武臣『東亞研究所と私 ―― 戦中知識で、平和主義者であった。拓殖武臣『東亞研究所と私 ―― 戦中知識で、平和主義者であった。拓殖武臣『東亞研究所と私 ―― 戦中知識で、平和主義者であった。拓殖武臣『東亞研究所と私 ―― 戦中知識人の證言 ――』(勁草書房、一九七九年)、八五~八九頁、井上文則人の證言 ――』(勁草書房、一九七九年)、八五~八九頁、陸軍代表として、東亞研究所と私 ―― 許傳宮崎市定』、一九八頁を參照。
- 年)、一~七二頁、愛宕松男「元の對漢人政策」(『東亞研究所報』二朝前期に於ける漢人統治政策」(『東亞研究所報』二十一、一九四三朝前期に於ける漢人統治政策」(『東亞研究所報』二十、一九四三年)、一~九九頁、百瀨弘、「淸朝の異民族統治に於ける財政經濟政策」「小九九頁、百瀨弘、「淸朝の異民族統治に於ける財政經濟政策」「別尚志「淸の宣撫救賑工策」(『東亞研究所報』十九、一九四二年)、宮川尚志「淸の宣撫救賑工策」(『東亞研究所報』十九、一九四二年)、

頁を參照

- 十三、一九四三年)、一~一一八頁
- 四三~二四四頁を參照。 二期、一九一一年、後、『支那學文藪』みすず書房、一九七三年)、二(65) 狩野直喜「元曲の由來と白仁甫の梧桐雨」(初出は『藝文』第二卷第

74 73 72

- 筑摩書房、一九七二年)、三三四~三三五、三三七頁を參照。(6) 內藤湖南「支那論」(初出一九一四年、後、『內藤湖南全集 第五卷』、
- 68 七期、 論文集 〜三三五、三三七頁、羽田亨 「漢民族の同化力に就いて」(初出は 東洋史研究會、一九五七年)、四六三頁、內藤湖南「支那論」、三三四 羽田亨「蒙古族の宗教的風俗習慣」(初出は 『東洋學報』第二十九卷第三・四期、一九四四年、 第九期、 歴史篇』東洋史研究會、一九五七年)、七一七~七一八頁を 一九〇七年、 後 『羽田博士史學論文集 『東洋哲學』 後、『羽田博士史學 宗教言語篇 第十四卷第
- $\widehat{70}$ 69 羽田亨 二九~一九三一年、 那學論叢』、弘文堂書房、 羽田亨「元朝の漢文明に對する態度」(初出は『狩野教授還曆記念支 『徳雲』創刊號、第一卷第二期、 『西域文明史概論』 東洋史研究會、 のち弘文堂書房、一九三一年)、一一一~一一二 一九五七年所收)、六九〇~六九一頁を參照。 一九二八年、 (初題「西域文明の概觀」(上)(下)、刊 第二卷第一期、第二卷第二期、一九 のち 『羽田博士史學論文集
- 士史學論文集歷史篇』東洋史研究會、一九五七年)、六九七頁を參照。と漢文明」(初出『支那』第十九卷第十號、一九二八年、後、『羽田博と漢文明」(初出『支那』第十九卷第十號、一九二八年、後、『羽田博と漢文明」(初)羽田亨は「こゝに北族と申します名稱に就ては一寸お斷り申しておか(九)羽田亨は「こゝに北族と申します名稱に就ては一寸お斷り申しておか

- | 羽田亨「支那の北族諸朝と漢文明」、六九九~七〇一頁を參照
- 羽田亨「支那の北族諸朝と漢文明」、七〇五~七〇六頁を參照。
- 五~六六頁を參照。題」(『燕洛閒記:歷史遍歷六十年の囘顧』、私家版、一九六三年)、六題」(『燕洛閒記:歷史遍歷六十年の囘顧』、私家版、一九六三年)、六四見解に贊同している。矢野仁一「一一中國の文化の同化力の問羽田亨「漢民族の同化力に就いて」、七二三~七二六頁。矢野仁一も羽田亨「漢民族の同化力に就いて」、七二三~七二六頁。矢野仁一も
- 會、一九五七年)、七三四~七三五頁を參照。 文堂、一九三五年、後、『羽田博士史學論文集 歷史篇』東洋史研究文堂、一九三五年、後、『羽田博士史學論文集 歷史篇』東洋史研究

75

- (76) 百瀬弘「淸朝の異民族統治に於ける財政經濟政策」、四頁を參照
- (77) 宮川尚志「淸の宣撫救賑工策」、九九頁を參照。
- 史專號』養德社、一九四七年)、三頁を參照。(78) 宮崎市定「淸朝における國語問題の一面」(『東方史論叢 第一 北方
- 四三頁などを参照。 夫「淸朝と華夷思想」(『淸代史研究』創文社、一九七一年)、三八~夫「淸朝と華夷思想」(『淸代史研究』創文社、一九七一年)、三八~ 東亞研究所編『異民族の支那統治槪説』、二二八~二二九頁、安部健
- 二四五頁、井上文則『天を相手にする ―― 評傳宮崎市定』、二八六頁(8) 宮崎市定『自跋集 ―― 東洋史學七十年』、一七八~一九〇、二三四~

を參照。

- (82) 東方文化研究所編『東方文化研究所要覽(昭和十六年)』(東方文化研讀書新聞第五卷』、不二出版、一九八七年)、九三頁を參照。編)」(『日本讀書新聞』、一九四四年九月二十一日、のち『縮刷版日本紀》 和田淸「社會組織に新銳な見解「異民族の支那統治史」(東亞研究所
- 茂樹氏』、一二九頁などを參照。

  正.日中文化摩擦6.結城令聞氏、青山定雄氏、日比野丈夫氏、貝塚究所、一九四一年)、二○~二一頁、阿部洋訪問『インタヴュー記錄東方文化研究所編『東方文化研究所要覽(昭和十六年)』(東方文化研
- 田亨が發表した「支那の北族諸朝と漢文明」で北魏、遼、金、元、清京大出身の內田吟風が北魏を擔當したことについて、先述のように羽

提出したと推測される。 の漢文明に對する態度を考察しており、羽田が委託案に北魏を加えて

- 84 阿部洋訪問『インタヴュー記錄E.日中文化摩擦6. 山定雄氏、日比野丈夫氏、貝塚茂樹氏』、一二九頁、 杉山正明、 結城令聞氏、 庄垣 靑
- 85 昭和十九年に東亞研究所が編纂した『清朝の邊疆統治政策:異民族の 支那統治研究』を見ると、清朝三篇、金朝二篇が收錄され、金朝の關 內正弘「羽田亨」、一五三頁などを參照。
- 86 參考にして編纂された。東亞研究所編『異民族の支那統治史』、七二 を表す。」と述べている。遼の宗教政策は野上俊靜の委託案の成果を 村實造・小川裕人・橋口時男・島田正郎、日野開三郎・村上正二諸學 文が缺除せるため、編者中村が主として津田左右吉博士・松井等・田 頁を參照 士の遼代研究の諸論文を參照にして記述したものであり、諸氏に謝意 中村治兵衞は『異民族の支那統治史』に遼に關する內容を增補し、 聯論文は清朝をより深く理解するために收錄されたと考えられる。 付記」で「本章は、 宗教政策の一項を除き、東方文化からの報告論
- 87 東亞研究所編『異民族の支那統治概說』、一~二頁を参照
- 88 百瀨弘 「淸朝の異民族統治に於ける財政經濟政策」、四~五、二六頁
- 89 頁を參照 百瀨弘「清朝の異民族統治に於ける財政經濟政策」、一一五~一一六
- 90 東亞研究所編『異民族の支那統治概説』、二四~二六頁を參照
- 91 三上次男「金朝前期に於ける漢人統治政策」、六七~七一頁を參照
- 92 宮川尙志「淸朝の宣撫救賑工策」、九九頁を參照
- 93 東亞研究所編『異民族の支那統治概說』、五頁を參照
- 94 愛宕松男「元の對漢人政策」、一〇九~一一八頁を參照
- 95 東亞研究所編 『異民族の支那統治概説』、五~六を參照
- 東亞研究所編 『異民族の支那統治槪說』、五~六、一二頁を參照

- 97 四年)、三九八~三九九頁を參照 東亞研究所編『異民族の支那統治史』 (大日本雄辯會講談社、 一九四
- 99 98 東亞研究所編 百瀬弘「清朝の異民族統治に於ける財政經濟政策」、五~六頁を參照。 『淸朝の邊疆統治政策:異民族の支那統治研究』、四~
- 六頁を參照
- 100 省の修史事業と思想統制政策』(白澤社、二〇〇八年)、一五六頁を參 長谷川亮一『「皇國史觀」という問題 十五年戰爭期における文部

101

- 年戰爭期における文部省の修史事業と思想統制政策』、一九六頁を參 師)の八人であった。長谷川亮一『「皇國史觀」という問題 ―― 十五 壽男(元東大講師)、三上次男(東大講師)、曾我部靜雄(東北大講 政大教授)、山本達郎(東大助教授)、宮崎市定(京大助教授)、松田 「東亞槪說編纂囑託候補者名簿」によれば、當時の候補は安部健夫 (京大助教授)、田村實造 (京大助教授)、鈴木俊 (陸軍士校教官、
- 102 この十人は江上波夫、三品彰英、足利淳氏、辻直四郎、 手にする ― 『アジヤ史概説・正編』(人文書林、一九四七年)、井上文則 林元、杉本直治郎、 ・評傳宮崎市定』、二三二~二三三頁などを參照 內田吟風、塚本善隆、內藤雋輔である。宮崎市定 濱口重國、 『天を相 小
- 103 三年)、四二八~四二九頁を參照。 宮崎市定「自跋」 『宮崎市定全集 十八 アジア史』 (岩波書店、 一九九
- 104 宮崎市定「『アジア歴史研究入門』序」『宮崎市定全集 二 東洋史』 (岩波書店、一九九二年)、三二九頁を參照
- 宮崎市定『アジヤ史概説・正編』、五頁を參照

- 106 宮崎市定『アジヤ史概説・續編』(人文書林、 二一八~二一九、二三〇~二三二、二五四頁を參照! 一九四八年)、二〇八、
- 107 太田弘毅「總力戰研究所の設立について」(『日本歴史』第三五五號 九七七年)、四六頁、 栗屋憲太郎・中村陵「總力戰研究所からみる

附記

照。 係資料集』解說・總目次』不二出版、二〇一六年)、一五頁などを參 保資料集』解說・總目次』不二出版、二〇一六年)、一五頁などを參 日本の「總力戰體制」」(栗屋憲太郎、中村陵解說『『總力戰研究所關

- 108 堀場一雄 究所の業績 (『歴史と人物』 芦澤紀之「實錄・總力戰研究所 -」(『軍事史學』 『支那事變戰爭指導史』 第十號、 『占領地統治及戰後建設史』、『長期戰研究』につい 第一四卷第四號、 一九七一年)、 (時事通信社、一九六二年)、六六一 九三頁、 一九七九年)、 太平洋戰爭開始前夜 太田弘毅「總力戰研 四〇頁などを
- 四四、三四七頁を參照。 
  「東京帝國大學卒業生氏名錄」、三四一、三洋史が一人ずつ擔當した。『東京帝國大學卒業生氏名錄』、三四一、三洋史が一人ずつ擔當した。『東京帝大國史學科卒業で、橋口兼夫は東京帝大授となり、鳥巢通明は東京帝大國史學科卒業で、橋口兼夫は東京帝大四四、三四七頁を參照。
- 110 月」JACAR(アジア歴史資料センター) 研究所)を参照 統治及戰後建設史 「表紙「占領地統治及戰後建設史 草稿 第1篇 草稿 日本 第1篇 昭 和 17 Ref.C14060870100、占領地 日本」 6 月 (防衞省防衞 昭和17年6
- (⑴)「昭和17年度)總力戰研究所教育演練實施經過概要 昭和18年1月14

- 六六一~六六五頁などを參照。 出場一雄『支那事變戰爭指導史』「第十五章 大東亞武力開戰前後」、 年度 總力戰研究所 教育演練實施經過概要(防衞省防衞研究所)、 日」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.C14060862300、昭和17
- 衞研究所)を愛照。 地統治及戰後建設史 草稿 第1篇 日本 昭和17.6月(防衞省防地統治及戰後建設史 草稿 第1篇 日本 昭和17.6月(防衞省防「凡例」JACAR(アジア歷史資料センター)Ref.C14060870300、占領

112

- 堀場一雄『支那事變戰爭指導史』、六六一~六六四頁を參照
- 堀場一雄『支那事變戰爭指導史』、六六二~六六四頁を參照

115 114 113

- 越性を强調しようとするものだったと推測する。編集部「編集後記」策研究の論文を掲載した目的は、皇國史觀と當時の日本統治制度の優度を研究するもので、論文の著者に東洋史の出身者は少なかった。そ度を研究するもので、論文の著者に東洋史の出身者は少なかった。そ度を研究するもので、論文の著者に東洋史の出身者は少なかった。そ
- 山正明、庄垣内正弘「羽田亨」、一五四頁などを參照。(『吉川幸次郎全集 第十七卷』筑摩書房、一九六九年)、三三二頁、杉宮崎市定「自跋」、四二八~四二九頁、吉川幸次郎「羽田博士を悼む」

(『日本學研究』三-一〇、一九四三年)。

116

著者は臺灣の政治大學民族學博士で、獨立行政法人國際交流基金のフェローシップを受け、二〇二二年三月より二〇二三年三月まで京都大學人文科學 0) 正を加えたものである。 洋文庫內陸アジア出土古文獻研究會(二〇二三年一月二十一日)及び東京大學吉澤誠一郎先生の講義(二〇二三年一月二十三日)における口頭發表に修 研究所において外國人共同研究者として研究に從事した。本稿はその研究成果の一部であり、 示教を賜った。上述の諸先生方、國際交流基金の關係各位には、心より感謝申し上げたい。 本稿執筆に當たっては、 渡邊健哉先生より『羽田亨日記』についてご教示いただき、古松崇志先生からは成稿に至るまで種々 大阪公立大學宋代史談話會 (二〇二二年二月十九日)、東